

令和 6 年度被害者保護増進等事業費補助金で 財産処分を検討される方へ

令和 6 年度の補助事業で補助金の交付を受けた機器等の
財産処分を検討されている方は、
本事務局のコールセンターにお問い合わせください。

令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金事務局